6　委員会は、正当な理由があると認めた場合には、職権又は申立てにより、前項第二号の期限を延長することができる。

7　委員会は、勧告をしようとするときは、必要に応じて、当該勧告の案（勧告しようとする内容を示すものをいう。）及びこれに関連する資料（事業者の秘密を除く。）をあらかじめ公表し、意見の提出先及び意見提出期間を定めて、広く第三者の意見を求めることができる。

（意見申述等の方式）

第八十八条　前条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

2　前項の規定に基づいて証拠を提出する場合には、証明すべき事項を明らかにしなければならない。

3　委員会は、特に必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、口頭で意見を述べさせることができる。この場合において、委員会は、意見を聴取する職員を指定し、意見を述べようとする者に対し、意見申述の日時及び場所を通知するものとする。

4　委員会は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、当該日時及び場所について、意見を述べようとする者の意見を聴くものとする。

第六節　排除措置命令書等の送達等

（法第三十条第二項の規定による命令書）

第八十九条　法第三十条第二項の規定による命令（以下この条から第九十一条までにおいて単に「命令」という。）は、文書によって行い、命令書には、勧告に係る措置並びに委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

2　命令は、その名宛人に命令書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

（排除措置命令書等の送達）

第九十条　排除措置命令書、課徴金納付命令書、命令に係る命令書及び法第四十二条において準用する独占禁止法第七十条の三第三項の規定による決定に係る決定書（次項及び第九十五条において「排除措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　排除措置命令書等の謄本の送達に当たっては、当該排除措置命令等の取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

第七節　補則

（報告者に対する通知）

第九十一条　法第十五条第四項の規定に基づく通知は、同条第一項の規定に基づく報告が次の各号に掲げる事項を記載した文書をもってなされた場合に行うものとする。

一　報告をする者の氏名又は名称及び住所

二　法の規定に違反すると思料する行為をしているもの又はしたものの氏名又は名称

三　法の規定に違反すると思料する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実

2　前項各号に掲げる事項を内容とした報告が、電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされたものであって、委員会の使用に係る電子計算機（その周辺装置を含む。）その他の機器を用いて明確に文書に表示されるときにも、前項の通知を行うものとする。